

**保育園における
保育の質の向上のための
アクションプログラム**

平成23年3月

那須塩原市

1 アクションプログラムの基本的な考え方

(1) アクションプログラム策定の趣旨

平成20年3月に「保育所保育指針」が改定され、平成21年4月1日から適用されました。改正保育所保育指針は、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の質を高めることを求めています。

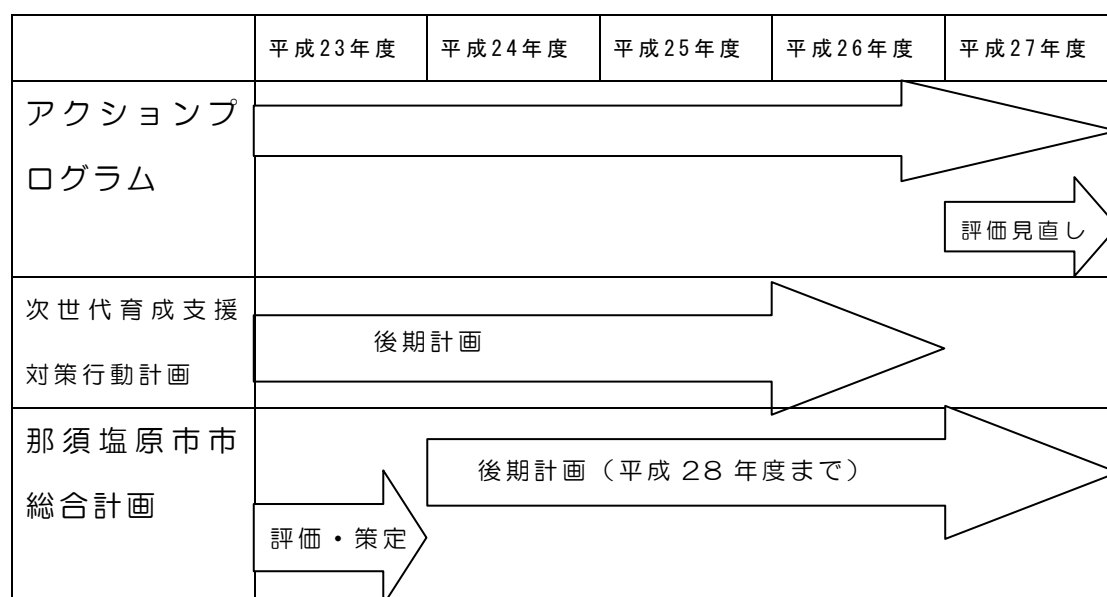
厚生労働省は、保育所保育指針の改定とあわせ、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的な「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、保育所における保育の質の向上を推進することとしました。

本プログラムは、国のアクションプログラムを踏まえ、子どもが、地域や家庭の中で健やかに生き生きと育つための環境作りや子育て支援の充実にむけ、本市が保育園における保育の質の向上に関する施策を推進するための方策を示すものです。

(2) アクションプログラムの実施期間

本プログラムの実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。5年後または社会情勢や制度の変更に伴い、随時見直しをします。

■ 計画の期間



2 子育て支援における保育園の質の向上の基本的な考え方

(1) 現状と課題

核家族化や都市化の進展により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域の間人間関係が希薄化し、子育てが家庭が孤立化する傾向があります。

本市のすべての子育て家庭が、自信と余裕を持って楽しく子育てできるようになるために、家庭での子育てを基本としながらも、地域や行政を含めた社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

次世代育成支援対策行動計画の後期計画の策定に当たって実施したアンケートによると、就学前児童のいる世帯の8割近くが保育サービスを利用しており、今後、より一層の保育サービスの充実、質の確保が求められています。

(2) 保育の質の向上に関する施策の展開

国のアクションプログラムでは、具体的施策として①保育実践の改善、向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質、専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4点があげられています。その中で、地方自治体の役割として、保育実践上の課題に関する調査研究の支援活用、情報技術の活用による業務の効率化、保育園の関係機関との積極的な連携・協力、特別の支援を要するこどもの保育の充実、保育園の研修内容の充実、外部講師の活用など研修体制の整備、専門的な人材や地域の多様な人材の活用があげられています。

市では、次世代後期計画において、「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念として定め、基本目標及び基本施策を体系付け、総合的な子育て支援に取り組むこととしていますが、それらを支える専門機関としての保育園の質の向上のための具体的な取組を推進します。

3 施策の体系

本プログラムにおいては、国のアクションプログラムを踏まえ、保育の質の向上のための施策を次のように体系付け、市、公立保育園及び私立認可保育園が連携し、具体的な取組を推進します。

《市次世代後期計画》

《アクションプログラム》

基本理念

基本施策

市の具体的な取組

親と子が育ちあい

健やかにふれあえるまち

なすしおばら

みんなでつくろう 子どもの未来



基本施策1

保育実践の改善・向上

- (1) 保育園の自己評価の推進
- (2) 保育サービス第三者評価の導入推進

基本施策2

子どもの健康と安全の確保

- (1) 保健衛生・安全対策
- (2) 園児の健康・保健衛生対策の充実
- (3) 子どもへの虐待防止対策
- (4) 要支援児保育の充実

基本施策3

保育士の資質専門性の向上

- (1) 保育士等研修の充実
- (2) 要支援児保育の専門性の向上

基本施策4

保育を支える基盤の強化

- (1) 地域及び関係機関との連携、ネットワークづくり
- (2) 地域の専門的人材や多様な人材の活用
- (3) 保育環境の整備
- (4) 保育士等の適正配置

4 施策推進のための具体的な取組

基本施策1 保育実践の改善・向上

目標：児童の養護及び教育並びに子育て家庭の支援を一体的に行う役割を担う保育園の特性を生かしつつ、保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図ります。

(1) 保育園の自己評価の推進

保育園は、保育の計画の展開や保育士の自己評価を踏まえ、保育園の保育内容等について、自ら評価を行い、その結果を保護者や地域に公表します。

市は、ホームページ等で保育園の自己評価を地域へ情報提供することで、開かれた保育園づくりを支援します。

(2) 保育サービス第三者評価の導入の推進

市は、保育園の現状と課題を客観的に把握するため「保育サービス第三者評価」の導入を推進し、その結果を公表することで、保育園の運営状況や課題などの情報を保護者及び地域と共有します。

* 第三者評価導入状況及び計画

| 実績 | | 計画（H23～27） |
|----|--------|---|
| 公立 | H22：1園 | H23：1園 H24：3園 H25：3園 H26：3園 H27：4園実施 |
| 私立 | H18：2園 | 民営化園は民営化3年以内に実施 他は随時、実施を推奨 |

基本施策2 子どもの健康及び安全の確保

目標：保護者や関係機関と連携し、子どもが健康で安全に生活できる場を確保します。

(1) 保健衛生・安全対策

市は、新型インフルエンザなどの感染症対策や衛生管理に関するガイドラインを整備し、各保育園がそれらに基づき、園の実状に合わせたマニュアルを整備し、保護者や関係機関と情報の共有に努め、子どもの健康管理を徹底できるよう指導監督を行います。また、事故防止の啓発に努めます。

- ・インフルエンザ対応マニュアル
- ・食物アレルギー対応マニュアル
- ・食中毒対応マニュアル
- ・危機管理対応マニュアル

(2) 園児の健康・保健衛生対策の充実

保育園では健康観察、手洗い、うがい等の励行などで園児の健康管理に配慮し、内科、歯科の嘱託医と連携しながら、健康状態について定期的、継続的に把握しています。

市は、今後、健康管理の更なる充実を図るため、眼科の嘱託医の配置を支援します。

(3) 子どもへの虐待防止対策

子育てに不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱えている親は、暴力をふるったり、育児を放棄してしまうことがあります。

市は、保育園において日常の保育の中で虐待を発見したときは、児童相談所や子育て相談センターなどの関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。

* 要保護児童対策地域協議会開催状況(平成21年度)

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|--------|
| 会議名 | 代表者会議 | 実務者会議 | ケース会議 | 虐待通告受理 |
| 開催数 | 年1回 | 12回 | 22回 | 11件 |

(4) 要支援児保育の充実

市は、身体障害や発達に遅れがある等支援を必要とする子どもについて、保護者の理解を得ながら、医療機関、保健センター、子育て相談センターと連携し、発達支援保育審査会の判断のもと保育士を加配するなど、適正な保育が受けられるよう支援します。

* 要支援児保育対象児童数の推移

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|------------|
| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22(9/1現在) |
| 対象児童数 | 43人 | 77人 | 86人 | 84人 | 72人 |

基本施策3 保育士等の資質・専門性の向上

目標：保育の質を向上し、保育サービスを充実するため、保育士等の資質・専門性の向上を図り、質の高い人材を確保します。

(1) 保育士等研修の充実

保育の質を高め、保育サービスを充実するためには、保育士等の一人ひとりの資質・専門性の向上が必要です。

市は、保育士等の研修を計画的に実施し、公立、私立ともに受講を促し、資質・専門性の向上を図ります。さらに、公私の保育園、幼稚園、小学校との間の相互交換研修、公開保育、公開授業の実施等による幼保小間の情報交換、相互理解ができるよう支援します。

* 保育士等の研修状況（市主催研修）

| 年 度 | H19 | H20 | H21 |
|------|------|------|--------|
| 回 数 | 1回 | 4回 | 6回 |
| 参加者数 | 238人 | 897人 | 1,221人 |

（2）要支援児保育の専門性の向上

要支援児の保育を充実するためには、担当保育士が要支援児の状況を的確に把握するとともに、適切に指導することが重要です。

市は、要支援児保育に関する研修や「子ども発達支援アドバイザー事業」の実施により、要支援児保育の専門性の向上を図ります。

基本施策4 保育を支える基盤の強化

目標：社会の動向、保育ニーズを的確に捉え、保育園を核とした地域全体の保育環境を整備します。

（1）地域及び関係機関との連携、ネットワークづくり

市は、総合的な子育て支援を推進するため、保育園、幼稚園、小学校、地域及び関係機関との連携協力を強化します。

また、地域全体で子育て支援を推進するため、地域の民生委員・児童委員、子育てサークルなどと連携し、ネットワークづくりを推進します。

- ・ 幼保小連絡協議会の活用
- ・ ふれあい祭り、産業文化祭など各種地域開催の祭りへ参加、協力

（2）地域の専門的な人材や多様な人材の活用

保育園の周りには、子育ての先輩をはじめ、教師や看護師など、様々な専門家がいます。

市は、保育園が地域との交流を深め、豊富な知識や能力を有する地域の人材と協力関係を築き、保育の実践に活用するとともに、その知識や

能力を吸収し、保育の質の向上が図れるよう支援します。

(3) 保育環境の整備

保育の質を向上し、保育サービスを充実するためには、ソフト面、ハード面両方の保育環境の整備が不可欠です。

市は、保育士等の資質・専門性の向上を図るとともに、安全で快適な環境の整備を支援します。また、園舎整備の支援を行い、待機児童の解消と適切な保育スペースの確保に努めます。

(4) 保育士等の適正配置

市は、保育環境の改善・充実のため、保育士等の適正配置に努めます。

5 アクションプログラムの推進体制

保育の質の向上を図り、保育サービスを充実するためには、市、公立保育園及び私立認可保育園が共通認識を持ち、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが重要です。

本プログラムは、市及び保育園がそれぞれの取組状況について情報を共有し、検証し、必要に応じてプログラムを見直しながら、一体となって推進することとします。